

1. 冒頭

ご列席の皆様,

●外務省経済局審議官の佐藤達夫でございます。エネルギー憲章条約フォーラムの主催者である外務省を代表して、皆様のご参加を心より歓迎いたします。

●また、ルスナック事務局長をはじめとして、エネルギー憲章事務局には、このフォーラムの準備にあたってご協力頂いたことに御礼を申し上げます。

●さらに、本日は、国内外の仲裁機関及び法曹界の方々、並びに企業法務部及び投資仲裁の研究者の方々をパネリストとしてお招きしております。皆様のご協力に重ねて御礼申し上げます。

2. 日本の資源外交の紹介

●安倍政権発足以降、外務省として、日本経済の再生のための経済外交を展開してきました。その柱の1つとして、国内経済の基盤であるエネルギー等の安定的・安価な確保に向けた取組を進めております。エネルギー分野の貿易・通過・投資の自由化を定める重要な枠組みである「エネルギー憲章条約」(ECT)に焦点を当てた本セミナーの開催も、エネルギー安全保障の強化に向けた取組の一環であります。

●日本にとっては、東日本大震災以降、安定的かつ低廉なエネルギーの供給確保や再生可能エネルギーの最大限の導入が喫緊の課題となっています。

- そのような中で、外務省は、外交日程の戦略的活用やODAとの連携といった外交的ツールを活用し、主要な資源国との包括的かつ互恵的な関係の強化に努め、供給国の多角化を図る等、戦略的な資源外交を行っています。

3. エネルギー憲章条約に対する評価

- 資源国におけるエネルギーの開発・生産、生産されたエネルギーの輸送及び貿易の促進、再生可能エネルギーの導入加速化のためには、資源国における投資環境の整備のみならず、投資保護や投資仲裁のための国際的な法的枠組みが重要となります。
- 今、私が申し上げた、エネルギー分野における投資保護及び投資仲裁のための法的な枠組みについては、本日のセミナーの主役である「エネルギー憲章条約」(ECT)が、重要な役割の一角を担っています。
- ECTは、長期的・安定的な資源開発に向けた貿易・投資環境の整備に貢献し、世界のエネルギー供給量の増加、ひいては日本のエネルギー安全保障の強化に寄与するものでもあります。
- それゆえに、日本は、エネルギーの貿易と投資の双方を扱い、国際仲裁を法的に義務づけた、最初の多国間協定であるECTを重視しており、様々な貢献を通じて、エネルギー憲章事務局の運営・活動を一貫して支援してまいりました。

4. エネルギー憲章条約の利用価値

- 特に、ECTは、再生可能エネルギーを含むエネルギー分野における投資の保護に関し、一般的な二国間の投資保護協定と類似した、投資家と国家の間の紛争処理、すなわち投資仲裁のためのメカニズムを規定しています。
- 近年、ECTに基づく投資仲裁の事例が増える傾向にあり、これまでに公表されている投資仲裁案件の568件のうち、その1割強に相当する58件はECTに基づき提訴されたものです。
- 積極的に海外展開する企業と外資導入を図りたい資源国の双方にとって、ECTの投資保護及び投資仲裁の枠組みは、有効なツールになりえると思われれます。

5. おわりに

- 最後に、このフォーラムにおいて、各出席者から多様な経験・知見が示され、有意義な議論が行われることを期待します。また、このフォーラムがECTの意義や価値に対する、出席者の皆様の理解促進につながれば幸いです。
- 本日は日本企業の方々もご参集いただいているとうかがっております。フォーラム終了後にはレセプションも予定されておりますので、新しい人的ネットワークの構築の機会としてご活用いただければと思っております。
- 外務省としては、エネルギー憲章事務局を初めとする国際機関などと協力しながら、エネルギー投資の保護・促進のために、外交面において引き続き取り組んで

いく所存である旨申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。

(了)